

—— 利用上の注意 ——

1. 調査の目的 工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とする。
2. 調査の根拠 工業統計調査は、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計調査（指定統計第10号）」である。
3. 調査の期日 平成4年12月31日現在
4. 調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。
5. 調査の種類 甲調査 …… 従業者30人以上の事業所を対象
乙調査 …… 従業者29人以下の事業所を対象
6. 調査の方法 この調査は、自計申告によるもので調査票の配布並びに収集は、知事が任命する工業統計調査員が行った。申告義務者は事業所の管理責任者である。
7. 集計の内容 平成4年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」を集計したものである。
8. 産業中分類の略称 結果概要の中で産業分類（業種）を次のように略した。

○12 食料品製造業	食料品
○13 飲料・飼料・たばこ製造業	飲料・飼料
○14 繊維工業	繊維
○15 衣服・その他の繊維製品製造業	衣服
◎16 木材・木製品製造業	木材・木製品
○17 家具・装備品製造業	家具・装備品
◎18 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
○19 出版・印刷・同関連産業	出版・印刷
◎20 化学工業	化学
◎21 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
◎22 プラスチック製品製造業	プラスチック製品
◎23 ゴム製品製造業	ゴム製品
○24 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
◎25 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
◎26 鉄鋼業	鉄鋼
◎27 非鉄金属製造業	非鉄金属
◎28 金属製品製造業	金属製品
★29 一般機械器具製造業	一般機械
★30 電気機械器具製造業	電気機械
★31 輸送用機械器具製造業	輸送機械
★32 精密機械器具製造業	精密機械
○34 その他の製造業	その他

○印は生活関連・その他型産業 ◎印は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

9. 統計表等に用いた用語

- (1) 従業者数 常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者との合計である。
- (2) 現金給与総額 常用労働者に対してきまって支給される給与と、特別に支払われた給与及びその他の給与の合計額である。
- (3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額である。

(4) 製造品出荷額等 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額を含めた総額で内国消費税額を含んでいる。

(5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりである。

ア. 生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛品年初額)

イ. 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - 内国消費税額

ウ. 付加価値額 = 生産額 - 原材料使用額等 - 内国消費税額 - 減価償却費

10. 地域別区分

(1) 北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡

(2) 中勢地域 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡

(3) 南勢地域 伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡

(4) 伊賀地域 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡

(5) 東紀州地域 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

11. 記号及び注記

(1) 統計表中の「X」は2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。

また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿を行った。秘匿箇所がある場合は、他の内訳を集計した数と総数が一致しない場合がある。

(2) 「-」印は該当なしを示す。

(3) 各数を四捨五入又は切捨てすることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合がある。

(4) 市町村名は、調査日現在の表章とした。

(5) この結果の数字は、県において集計した概数であって、後日通商産業省から公表されるものと相違する場合がある。